

I 令和6年度大阪府立視覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項

令和6年度大阪府立視覚支援学校（以下「視覚支援学校」という。）高等部及び幼稚部の入学者の決定は、この要項に定めるところにより行う。

1 応募資格

入学を志願することのできる者は、次の(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障がいが高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

(2) 本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が大阪府内（以下「府内」という。）にある者、高等部専攻科においては、本人の住所が府内にある者又は大阪府外（以下「府外」という。）にあって、この要項の「**8 府外から入学志願する者の審査**」に定める審査を受けて承認された者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 幼稚部にあっては、平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者

イ 高等部本科にあっては、

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者、又は令和6年3月に卒業する見込みの者

(イ) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、以下の①～④のいずれかに該当する者は志願することができない。

① 高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。以下の①～④において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者

② 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第4学年以上に進級した者又は令和6年3月に進級する見込みの者

③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者

④ 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者

ウ 高等部専攻科にあっては、

(ア) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者、又は令和6年3月に卒業する見込みの者

(イ) 学校教育法施行規則第150条の各号のいずれかに該当する者

2 募集する学校

○ 幼稚部・高等部（本科普通科）

学 校 名	部	科	学 科	学 年
大 阪 南 視 覚 支 援 学 校	幼 稚 部			3 歳 児 4 歳 児 5 歳 児
	高 等 部	本 科	普 通 科	第 1 学 年
大 阪 北 視 覚 支 援 学 校	幼 稚 部			3 歳 児 4 歳 児 5 歳 児
	高 等 部	本 科	普 通 科	第 1 学 年

○ 高等部（専攻科）

学 校 名	部	科	学 科	学 年	募集人員
大 阪 南 視 覚 支 援 学 校	高 等 部	専 攻 科 (3年制)	保 健 理 療 科 理 療 科 理 学 療 法 科 柔 道 整 復 科	第 1 学 年	各 学 科 10人
大 阪 北 視 覚 支 援 学 校	高 等 部	専 攻 科 (3年制)	保 健 理 療 科 理 療 科	第 1 学 年	各 学 科 10人

3 出 願 手 続

(1) 高等部の出願は1校1学科に限る。

ただし、高等部専攻科にあつては、保健理療科を志願する者については理療科を、また、理療科を志願する者については保健理療科を第2志望にすることができる。

(2) 出願期間及び出願時間は次のとおりとする。

部 科 名	出願期間（土、日を除く）	出願時間
高等部専攻科	1月12日(金)～1月19日(金)	午前10時～午後4時
幼稚部・高等部本科	1月19日(金)～1月26日(金)	午前10時～午後4時

(3) 志願者は、次の書類を志願先の学校長に提出する。

ア ○ 幼稚部 入学願（様式 S101）〔19 ページ〕

○ 高等部本科・専攻科 入学志願書（様式 S103）〔21 ページ〕

イ 志願者の調査書（出身学校で作成する。高等部志願者のみ。）（様式 S161）〔24 ページ〕

この要項の「V 調査書記入上の留意事項」に従い、令和5年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和6年1月1日（月）から、高等部専攻科は1月19日（金）まで、高等部

本科は1月26日(金)までに転入学した者で、視覚支援学校高等部入学者決定に出願する者の調査書は、原則として在籍していた中学校等に照会を行い作成する。

ウ 住民票等の写し

令和4年度以前に卒業した者は、本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書（高等部専攻科においては、本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書）

エ 大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が交付した承認書及びその関係書類（府外から高等部専攻科への志願者のみ）

オ その他、校長が必要と認める書類（視覚に関する診断書等）

4 検 査

○ 高等部専攻科

- (1) 期 日 **2月11日(日)**
- (2) 場 所 志願先の視覚支援学校
- (3) 内 容 学力検査、面接、適性検査

○ 高等部本科・幼稚部

- (1) 期 日 **3月12日(火)**
- (2) 場 所 志願先の視覚支援学校
- (3) 内 容

幼稚部	面接等
高等部本科	学力検査、面接、適性検査

5 入学者の決定

校長は、次の要領により入学者の決定を行う。

- (1) 決定のための補助機関として、教職員等をもって準備委員会を組織し、厳正で円滑な事務の職務の遂行を図る。
- (2) 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果を総合して判定する。
- (3) 準備委員会の構成及び実施計画等を、高等部専攻科については1月5日(金)までに、幼稚部・高等部本科については2月13日(火)までに府教育委員会に報告する。
- (4) 追加募集を行う場合は、入学者の決定を本実施要項による入学者の決定に準じて3月中に行う。

6 中学校等の進学指導

中学校等の校長は視覚支援学校高等部へ志願する生徒に対する進学指導に当たっては、教育内容等を踏まえ、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

7 入学予定者の発表

入学予定者の発表を、高等部専攻科については**2月16日(金)**に、高等部本科・幼稚部については**3月14日(木)**に行う。

8 府外から入学志願する者の審査

(1) 審査対象者

高等部専攻科に入学を志願する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書を出願時に志願先視覚支援学校の校長に提出する。

ただし、原則として、視覚支援学校へ入学手続きをするため、本人が府内に一時的に転居し、入学後、本人が府外に再び転居することが予定されている場合は除く。

なお、詳細については別に定め令和5年11月末に府教育委員会のウェブページにて公表する。

ア 本人の住所が府外にあって、入学日までに府内に居住することが確実な者

イ その他、特別な事情のある者

(2) 審査手続

審査対象者は、次の書類を、府教育庁教育振興室支援教育課に提出する。

ア 大阪府立視覚支援学校入学志願特別事情申請書（用紙は11月末に府教育委員会のウェブページに掲載するとともに令和5年12月4日(月)以降府教育委員会においても交付する。）

イ その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 事前相談及び審査期間

原則として(2)イの提出が必要な者については、審査に係る事前相談を行う。事前相談期間は、令和5年12月4日(月)から令和6年1月4日(木)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(午後0時15分から午後1時を除く。)とする。

また、審査期間は、次のとおりとする。

部 科 名	審査期間(土、日、祝日を除く)	受付時間
高等部専攻科	1月5日(金)～1月12日(金)	午前10時～午後4時

* 5 (4)の定めによる追加募集に係る事前相談及び審査については、出願期間中に行う。

* 8 (3)にて定める期間内に事前相談又は審査を受けることのできなかつた者について、府教育委員会がやむを得ない事情と認めた場合は別に事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

Ⅱ 令和6年度大阪府立聴覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項

令和6年度大阪府立聴覚支援学校（以下「聴覚支援学校」という。）高等部及び幼稚部の入学者の決定は、この要項に定めるところにより行う。

1 応募資格

入学を志願することのできる者は、次の(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- (2) 本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が大阪府内（以下「府内」という。）にある者、高等部専攻科においては、本人の住所が府内にある者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 幼稚部にあっては、平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者

イ 高等部本科にあっては、

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者、又は令和6年3月に卒業する見込みの者

- (イ) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、以下の①～④のいずれかに該当する者は志願することができない。

- ① 高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。以下の①～④において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者
- ② 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第4学年以上に進級した者又は令和6年3月に進級する見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- ④ 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者

ウ 高等部専攻科にあっては、

- (ア) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程を卒業又は修了した者、又は令和6年3月に卒業する見込みの者

- (イ) 学校教育法施行規則第150条の各号のいずれかに該当する者

2 募集する学校

学 校 名	部	科	学 科	学 年
生野聴覚 支援学校	幼 稚 部			3 歳 児 4 歳 児 5 歳 児
堺 聴 覚 支 援 学 校				
中 央 聴 覚 支 援 学 校	幼 稚 部			3 歳 児 4 歳 児 5 歳 児
	高 等 部	本 科	普 通 科 イ ン テ ル リ ア 科 ア パ レ ル 情 報 科	第 1 学 年
		専 攻 科 (2年制)	デ ザ イ ン 情 報 科	第 1 学 年
だ い せ ん 聴 覚 高 等 支 援 学 校	高 等 部	本 科	普 通 科 工 業 テ ク ノ ロ ジ ー 科 情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 ラ イ フ ・ サ ポ ー ト 科	第 1 学 年
		専 攻 科 (2年制)	工 業 テ ク ノ ロ ジ ー 科 情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 ラ イ フ ・ サ ポ ー ト 科	第 1 学 年

3 出 願 手 続

- (1) 高等部の出願は1校1学科に限る。
- (2) 出願期間及び出願時間は次のとおりとする。

部科名	出願期間（土、日を除く）	出願時間
幼稚部 高等部（本科・専攻科）	1月19日(金)～1月26日(金)	午前10時～午後4時

- (3) 志願者は、次の書類を志願先の学校長に提出する。

なお、府立だいせん聴覚高等支援学校（高等部本科）においては、オンライン出願システムによる出願も認める。オンライン出願システムにより出願する場合の出願方法及び提出書類等の詳細は別途通知する。

ア ○ 幼稚部 入学願（様式 S102）〔20 ページ〕

○ 高等部本科・専攻科 入学志願書（様式 S104）〔22 ページ〕

イ 志願者の調査書（出身学校で作成する。高等部志願者のみ）（様式 S161）〔24 ページ〕

この要項の「V 調査書記入上の留意事項」に従い、令和5年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和6年1月1日（月）から1月26日（金）までに転入学した者で、聴覚支援学校高等部入学者決定に出願する者の調査書は、原則として在籍していた中学校等に照会を行い作成する。

ウ 住民票等の写し

令和4年度以前に卒業した者は、本人及び保護者（両親のある場合は両親とも。）の住民票の写し又はこれに代わる証明書（高等部専攻科においては、本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書）

エ その他、校長が必要と認める書類（聴覚に関する診断書等）

4 検 査

- (1) 期 日 **3月12日(火)**
(2) 場 所 志願先の聴覚支援学校
(3) 内 容

幼稚部	面接等
高等部（本科・専攻科）	学力検査、面接

5 入 学 者 の 決 定

校長は、次の要領により入学者の決定を行う。

- (1) 決定のための補助機関として、教職員等をもって準備委員会を組織し、厳正で円滑な事務の職務の遂行を図る。
- (2) 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果を総合して判定する。
- (3) 準備委員会の構成及び実施計画等を、2月13日(火)までに、府教育委員会に報告する。
- (4) 追加募集を行う場合は、入学者の決定を本実施要項による入学者の決定に準じて3月中に行う。

6 中 学 校 等 の 進 学 指 導

中学校等の校長は、聴覚支援学校高等部へ志願する生徒に対する進学指導に当たっては、教育内容等を踏まえ、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

7 入 学 予 定 者 の 発 表

入学予定者の発表は、**3月14日(木)**に行う。

Ⅲ 令和6年度大阪府立支援学校高等部入学者決定実施要項

(大阪府立視覚支援学校、大阪府立聴覚支援学校及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科を除く)

令和6年度大阪府立支援学校高等部（以下、「支援学校高等部」という。）の入学者の決定は、この要項に定めるところにより行う。

（注）大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項については、別途定める。

1 応募資格

支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が大阪府内（以下「府内」という。）にある者で、

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者、又は令和6年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第95条の各号に該当する者のいずれかであって、かつ次のア～オのいずれかに該当する者

ア 知的障がい教育を行う支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、

(ア) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度の者

(イ) 知的発達遅滞の程度が前に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者

イ 肢体不自由教育を行う支援学校高等部（中津支援学校を除く。）に入学を志願することのできる者は、

(ア) 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能、又は困難な程度の者

(イ) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者

ウ 肢体不自由教育を行う支援学校高等部訪問教育（以下、「訪問教育」という。）に入学を志願することのできる者は、

(ア) イに該当し、重度の障がいをあわせ有するなど、障がいのため通学が困難であり、訪問教育を必要とされる者

(イ) 実施要項に定める出願手続に示す書類の他、主治医の意見書を提出する者

エ 中津支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、大阪整肢学院に入院している者

オ 刀根山支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センターに入院している者

なお、以下の①～④のいずれかに該当する者は志願することができない。

- ① 高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。以下の①～④において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者
- ② 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第4学年以上に進級した者又は令和6年3月に進級する見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- ④ 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者

2 募集する学校

(1) 知的障がい教育を行う支援学校

高等部生活課程 第1学年

- ・高槻支援学校
- ・八尾支援学校
- ・富田林支援学校
- ・佐野支援学校
- ・豊中支援学校
- ・寝屋川支援学校
- ・和泉支援学校
- ・守口支援学校
- ・吹田支援学校
- ・泉北高等支援学校
- ・摂津支援学校
- ・泉南支援学校
- ・枚方支援学校
- ・西浦支援学校
- ・思斉支援学校
- ・難波支援学校
- ・生野支援学校
- ・住之江支援学校
- ・東住吉支援学校
- ・東淀川支援学校
- ・堺支援学校
- ・茨木支援学校
- ・東大阪支援学校
- ・交野支援学校四條畷校
- ・箕面支援学校
- ・出来島支援学校

(2) 肢体不自由教育を行う支援学校

高等部普通課程 第1学年

- ・堺支援学校
- ・茨木支援学校
- ・東大阪支援学校
- ・岸和田支援学校
- ・藤井寺支援学校
- ・交野支援学校
- ・箕面支援学校
- ・中津支援学校
- ・光陽支援学校
- ・西淀川支援学校
- ・平野支援学校
- ・東住吉支援学校

(3) 病弱教育を行う支援学校

高等部普通課程 第1学年

- ・刀根山支援学校

3 出願手続

(1) 出願期間及び出願時間は次のとおりとする。

学部及び課程	出願期間（土、日を除く）	出願時間
高等部（普通課程・生活課程）	1月19日(金)～1月26日(金)	午前10時～午後4時

(2) 志願者は、次の書類を志願先の学校長に提出する。

ア 入学志願書（様式 S105）〔23 ページ〕

イ 志願者の調査書（出身学校で作成する。）（様式 S161）〔24 ページ〕

この要項の「V 調査書記入上の留意事項」に従い、令和 5 年 12 月 31 日現在をもって作成する。ただし、令和 6 年 1 月 1 日（月）から 1 月 26 日（金）までに転入学した者で、支援学校高等部入学者決定に出願する者の調査書は、原則として在籍していた中学校等に照会を行い作成する。

ウ 住民票等の写し

令和 4 年度以前に卒業した者は、本人及び保護者（両親のある場合は両親とも。）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

エ その他、校長が必要と認める書類

4 検 査

(1) 期 日 **3 月 12 日(火)**

(2) 場 所 志願先の支援学校

(3) 内 容 原則として、面接及び障がいの状況に応じた必要な検査

なお、訪問教育に入学を志願する者であって、検査担当者を家庭等へ派遣して行う検査の日時は、校長が志願者の体調等を配慮して定める。

5 入 学 者 の 決 定

校長は、次の要領により入学者の決定を行う。

(1) 決定のための補助機関として、教職員等をもって準備委員会を組織し、厳正で円滑な事務の職務の遂行を図る。

(2) 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果を総合して判定する。

(3) 入学者の決定にあたっては、必要に応じて学校間の調整を行う。

(4) 訪問教育の入学者の決定にあたっては、調査書、主治医の意見書及び発達の状況を把握するための諸検査の結果を資料として校長が行う。その決定に際し、あらかじめ校長は校医の意見を聞くものとする。

なお、発達の状況を把握するための諸検査は、校長が複数の検査担当者を家庭等へ派遣して行う。

(5) 準備委員会の構成及び実施計画等を、2 月 13 日(火)までに、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）に報告する。

6 中 学 校 等 の 進 学 指 導

中学校等の校長は、支援学校高等部へ志願する生徒に対する進学指導を行うに当たっては、教育内容等を踏まえ志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

7 入 学 予 定 者 の 発 表

入学予定者の発表は、志願先支援学校にて**3 月 14 日(木)**に行う。

IV 令和6年度大阪府立支援学校
高等部及び幼稚部入学者決定方針第6項に基づく特例

1 次の場合は検査の一部又はすべてを省略して行うことができる。

- (1) 府教育委員会が、本実施要項で定める検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施する場合
- (2) 当該校の中学部から高等部に志願する場合

2 検査の一部又はすべてを省略して行う場合の留意事項

- (1) 事前に実施計画を府教育委員会に届け出ること。
- (2) 在校生の授業への影響を避けるよう、内容を精選すること。
- (3) 志願者が公立高等学校特別選抜及び一般入学者選抜、二次入学者選抜等と併願ができるようにすること。

3 検査を省略して行うことができる学校名等

○ 幼稚部 検査等の日程 3月12日(火)

- ・大阪南視覚支援学校
- ・堺聴覚支援学校
- ・大阪北視覚支援学校
- ・中央聴覚支援学校
- ・生野聴覚支援学校

○ 高等部 検査等の日程 3月12日(火)

- ・堺支援学校
- ・平野支援学校
- ・泉北高等支援学校
- ・茨木支援学校
- ・東住吉支援学校
- ・摂津支援学校
- ・東大阪支援学校
- ・高槻支援学校
- ・泉南支援学校
- ・岸和田支援学校
- ・八尾支援学校
- ・枚方支援学校
- ・藤井寺支援学校
- ・富田林支援学校
- ・西浦支援学校
- ・交野支援学校
- ・佐野支援学校
- ・思斉支援学校
- ・交野支援学校四條畷校
- ・豊中支援学校
- ・難波支援学校
- ・箕面支援学校
- ・寝屋川支援学校
- ・生野支援学校
- ・中津支援学校
- ・和泉支援学校
- ・住之江支援学校
- ・光陽支援学校
- ・守口支援学校
- ・東淀川支援学校
- ・西淀川支援学校
- ・吹田支援学校
- ・刀根山支援学校
- ・出来島支援学校

V 調査書記入上の留意事項

1 全般的留意事項

- (1) 記入事項のないときは、該当欄に斜線を引く。
- (2) 該当文字を選択する場合は○で囲む。
- (3) 府外の中学校等を卒業する見込みの者については、当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等で定めている調査書の様式が本府様式S161〔24ページ〕で定める内容をすべて含んでいる場合（別途、資料を付している場合を含む。）には、当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等で定めている様式で作成してもよい。

2 「各教科の学習の記録」

(1) 「評定」欄

ア 第3学年における必修の全教科について「評定」欄に、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、上位から5、4、3、2、1の5段階の表示で記入する。

なお、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準じた評価（いわゆる絶対評価）になじまないと中学校等の校長が判断した場合は、評定を無記載とする。評定を無記載とした教科の評定欄には「－」を記入する。

イ 府外の中学校等卒業者においては、原則として当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等に基づいて作成した評定を記入する。当該評定が10段階の表示の場合、上位から10、9、8、…として記入し、「評定の段階」欄に、「10」と記入する。5段階の表示の場合、上位から5、4、3、…として記入し、「評定の段階」欄に、「5」と記入する。

なお、当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等に定めがない場合は、生徒指導要録に記載された評定に基づいて記入する。

(2) 「各教科の学習に関する記録」欄

各教科の学習について、生徒が特に興味をもって取り組んだ学習内容や取り組みの様子等について、簡明に記述する。

3 「活動/行動の記録」

- (1) 道徳、総合的な学習の時間、特別活動や校内・校外での活動に関すること、生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することを記載する。ただし、道徳を「特別の教科道徳」として位置付けて実施した第三学年の道徳における教育活動の記録は記載しない。
- (2) 客観的で具体的な事実を、できるだけ詳細に示して記載する。
- (3) 生徒の人物像を示すため、記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するかの根拠（事実）と併せて記載する。
- (4) 府外の中学校等から転入学した者については、生徒指導要録の内容等も参考に記載すること。

VI 入学決定検査に伴う教育相談等の留意事項

入学を希望する幼児・生徒及びその保護者等（以下「生徒等」という。）に対し、各学校はあらかじめ教育相談を十分に行うこと。また、相談に当たっては以下の事項に留意すること。

- 1 生徒等が、志願する学校で学ぶ意義を理解し、目的をもって、志願するよう適正に教育相談を実施すること。
- 2 大阪府立視覚支援学校及び大阪府立聴覚支援学校において職業教育を行う学科へ志願する生徒に対する教育相談に当たっては、その学科について十分理解を得ること。
- 3 学校の概要、教育課程、指導内容、特徴及び指導方針等について、わかりやすく説明すること。
- 4 定められた通学区域以外からの志願はできないことを、十分説明すること。
- 5 生徒等の希望や疑問を十分に受け止める姿勢をもって対応すること。
- 6 教育相談等において個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的達成のために必要な範囲内で収集すること。